

万鳥取県公報

平成15年12月2日(火) **号外第**159号

每週火 金曜日発行

		目	次	
訓	\$ 職員の勤務時間に関す	する規程の一部を改正する訓	∥令(14)(職員課) 1	
		 訓		

鳥取県訓令第14号

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年12月 **2**日

鳥取県知事 片 山 善

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程(昭和44年鳥取県訓令第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前			
(勤務時間等の特例) 第3条 現業その他特別の勤務に従事する職員の勤務時間等については、各機関の長が知事の承認を得て別に 定めることができる。	(勤務時間等の特例) 第3条 現業その他特別の勤務に従事する職員の勤務時 間等については、各機関の長が知事の承認を得て別に 定めることができる。			
2 前条に定める職員の勤務時間等により難い特別の事				
由があると認める職員の勤務時間等(前項に規定する				
職員に係るものを除く。) は、総務部長が別に定める。				

附 則

この訓令は、平成15年12月2日から施行する。

2	平成15年12月 2 日	火曜日	馬	圦	県	公	郑	(号外 <i>)</i> 第159号	